

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年10月1日発行 No. 36

【連絡先：川俣町役場 566-2111】

5歳～11歳の1・2回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しております。接種希望の方は、コールセンターへご連絡ください。接種会場は、むとうこどもクリニックとなります。

(接種会場での受付は行いません。)

3週間の間隔をあけて2回接種をします。2回目は1回目と同じ曜日と時間になります。

※12歳を迎えた方は、小児用ワクチンではなくなりますので、ご注意ください。

接種希望の場合はコールセンターへご連絡ください。

【予約の方法】

接種券が届いてから予約をしてください。予約は、コールセンターで受け付けます。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

【使用するワクチン】

ファイザー社小児用ワクチン (3週間間隔で2回接種 1回0.2ml)

※ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので必ずご確認ください。

5～11歳の3回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

10月から、5～11歳の3回目接種を開始します。

【対象者】

2回目接種を終了した日から5か月以上経過した、5～11歳の方。

【接種日程】

対象の方へは、あらかじめ接種日程を指定して接種券を郵送しておりますので、案内通知をご確認ください。

※接種のキャンセル・日程の変更は、コールセンターまたはインターネットで受け付けます。

詳細は、接種券の案内に記載しています。



予約サイト
QRコード

【その他】

16歳未満の方の接種は保護者の方の同意(署名)と同伴をお願いします。

オミクロン株対応ワクチンの接種を開始しました 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

オミクロン株対応ワクチンは、従来型とオミクロン株に対応した2価ワクチンです。

接種回数は、ひとり1回(無料)です。このワクチンはオミクロン株に対して従来型ワクチンを上回る重症化予防効果とともに、感染予防効果、発症予防効果も期待されています。

【対象者】

- ① 2回目接種を完了した12歳以上の方で、前回接種から5か月以上経過した方で、3回目または4回目のワクチンが未接種の方
- ② 4回目接種を受けて5か月以上経過した方

【接種の案内】

上記の対象者①の方から、前回接種から5か月以上経過した方へ順次接種のご案内と接種券を郵送します。前回接種を町内でうけた方は、あらかじめ接種日程を指定しますので、キャンセルや日程の変更の場合は、必ずコールセンターへご連絡をお願いします。

すでに、3回目・4回目接種の接種券が手元に届いているが、まだ接種を受けていない方で接種を希望する方は、コールセンターへご連絡をお願いします。

【使用するオミクロン対応2価ワクチンについて】

ファイザー社ワクチンまたはモデルナ社ワクチンで、ワクチンの供給状況により決まります。

※17歳以下の方へは、モデルナ社ワクチンは使用できません。

全数届出の見直しに伴う福島県の対応について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

新型コロナウイルスの感染者の全数届出は、9月26日（月）から全国一律で見直しされ、医療機関から提出される発生届の対象者は次のとおり重症化リスクの高い方に限定されました。

✓ 医療機関から提出される「発生届の対象者」

- ①65歳以上
- ②入院を要する方
- ③コロナ治療薬の投与、または酸素投与が必要な方
- ④妊娠している方

✓ 発生届の有無に関わらず、陽性者には「療養期間中の外出自粛」をお願いします。

- ・症状のある方：検体採取日を0日目として7日目まで外出の自粛。
ただし、10日目までは検温し感染対策をする。
- ・症状のない方：検体採取日を0日目として7日目まで外出を自粛。
ただし、5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性の場合、6日目に自粛解除し翌日までは、検温し感染対策をする。

✓ 濃厚接触者には「決められた期間の自宅待機」をお願いします。

- ・陽性者の同居家族は、濃厚接触者となります。家庭内での感染対策をした翌日から5日間は自宅待機をしてください。2日目及び、3日目に自費購入の抗原検査キット（薬事承認されたもの）を用いた検査で陰性を確認した場合は3日目から解除を可能とします。
- ・自宅療養となった場合を考えて普段から、食料や薬、日用品を備えておくようお願いします。

✓ 発生届の有無に関わらず「体調悪化時の相談体制」「支援体制」を継続します。

- ・発生届の対象の方へは、医療機関から、陽性者登録センターへ登録された方へは、陽性者登録センターから療養の案内があります。
- ・体調悪化時、宿泊療養・生活支援・健康相談など支援については、以下にご相談ください。なお、体調悪化時は診断を受けた医療機関やかかりつけ医へご相談ください。

福島県フォローアップセンター（FUC）※24時間対応
電話番号：0120-897-089

✓ 感染者数の公表について

全数届出の見直しに伴い、感染者数の公表は、市町村別から保健所単位（医療機関所在地別）で集計したものとなります。

ご家族に新型コロナウイルスに感染された方がいる場合の注意事項 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

感染された方の同居家族は濃厚接種者となります。

《感染予防 8つのポイント》

- ①部屋を分けましょう
- ②療養されている方の世話をする人は、できるだけ限られた方にしましょう
- ③家族全員がお互いにマスクをつけましょう
- ④こまめにうがい・手洗い（アルコール消毒）をしましょう
- ⑤日中はできるだけ換気をしましょう
- ⑥取っ手、ドアノブなど手がよく触れる共用部分をそうじ・消毒しましょう
- ⑦汚れたシーツ類・衣類を洗濯しましょう
- ⑧ティッシュペーパー・マスクなどのゴミは密封して捨てましょう

※ 同居家族に妊娠37週以降の妊婦がいる場合は「福島県フォローアップセンター」へご連絡をお願いします。また、妊娠37週未満の方がいる場合は、かかりつけ産科医療機関へご自身が濃厚接種者になったことについてご連絡をお願いします。

軽症状者を対象とした「福島県陽性者登録センター」の設置について
【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、重症化リスクの高い方が適切に受診できる体制を確保するために、ご自身で実施した抗原定性検査キット等の検査結果が陽性であった方のうち、症状が軽く医療機関の受診を必要としないにご自身で判断される方を対象としています。

軽症状者で重症リスクの低い人は、保健所に発生届がされなくても自宅療養となります。

ご自身で Web サイトから申請してください。

申請が受付され登録された後は、福島県フォローアップセンターを通じて症状が悪化した場合や健康相談等のサポートを受けることができます。

福島県フォローアップセンター（FUC）※24時間対応
電話番号：0120-897-089

【陽性登録ができる方】

次の①及び②の要件にあてはまる方が対象です。

①下記のいずれかにおいて検査結果が陽性であった方

- ・県から配布を受けた抗原定性検査キットを使用した場合
- ・無料検査事業により検査を受けた場合
- ・自費購入した抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使用した場合

②下記のすべてを満たす方

- ・県内在住
- ・小学生～64歳まで
- ・軽症または無症状
- ・重症化リスクがない。
- ・妊婦ではない
- ・症状がでた日から6日以内（発症日を0日とする）

【申請方法】

インターネット上から申請をお願いします。

URL：https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/yousei-touroku.html

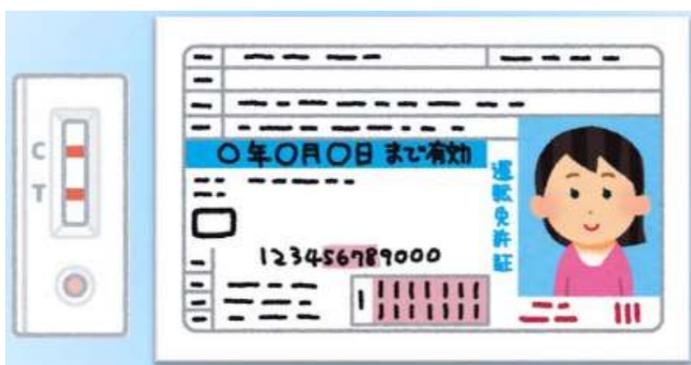


福島県陽性者登録センター

①本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ））と検査結果がわかるキットを一緒に撮影した写真データを申請時に添付しますので準備してください。

○画像添付の例

〈本人確認書類と検査キットを一緒に撮影した写真〉



〈別々に撮影した画像〉



または

②福島県新型コロナウイルス感染症 陽性者登録サイトから申請してください。

※1 問い合わせ先 0120-670-050 ※9時～18時 土日祝日可

※2 申請フォームには、氏名、住所、生年月日、検体採取日などを入力します。

【注意事項】

- ・申請すると申請受付のメールが届きます。一日程度を要します。
- ・申請の要件に合わない場合や不備がある場合は登録できません。
- ・申請結果はメールで届きます。
- ・1日あたりの申請が上限に達した場合は、翌日の9時から受付を再開します。
- ・センターでは、薬の処方とは致しません。